

不利益処分の処分基準

(整理番号：121402)

令和6年3月29日作成

1. 法令名・根拠条項	<p>① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第12条（損害賠償措置を講ずべき義務）</p> <p>② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第4条（損害賠償措置の基準）</p> <p>③ 自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法等を定める告示 第2条（損害賠償責任保険契約等の補償限度額）</p>
2. 不利益処分の概要	保険契約等締結義務違反に係る指示
3. 処分基準	<p>自動車運転代行業者は、代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって、国土交通省令（上記1②）の規則に定める基準に適合する保険契約等を講じておかなければならない。</p> <p>講じておく保険契約等は、規則（上記1②）第4条第1号イの要件及び告示（上記1③）に定める</p> <p>対人損害賠償：1人につき8,000万円</p> <p>対物損害賠償：1事故につき200万円</p> <p>車両保険（代行運転自動車）：1事故につき200万円</p> <p>に適合している（てん補できる）ことが必要である。</p> <p>自動車運転代行業に使用する車両に上記の要件を満たす有効な保険契約等が締結されていない場合は、当然に違反行為となるが、保険掛金を支払っていなかったため、その保険契約の効力が失効していた場合も、有効な保険契約等が締結されていない違反行為となる。</p>
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ